

公 告

下記農地について、利用権を設定する裁定をしたので、農地法第 41 条第 3 項の規定に基づき公告する。

令和 7 年 10 月 9 日

鹿児島県知事 塩田 康一

記

1 農地の所在等

所在・地番	地目	面積 (㎡)
曾於市末吉町諏訪方開キ 2909-1	田	900
曾於市末吉町諏訪方開キ 2909-3	田	335

2 農地を利用する権利の内容等

内容	始期 (計画)	存続期間	借賃に相当する補償金の額
賃貸借	令和 7 年 12 月 31 日	5 年	18,525 円

3 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

公益財団法人 鹿児島県地域振興公社 理事長 満菌 秀彦
鹿児島市名山町 4 番 3 号

4 農地の所有者等の情報

登記名義人は死亡しており、その後、所有者が確知できない状況

5 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに鹿児島地方法務局鹿屋支局に補償金を供託すること。

6 補償金の還付について

農地の所有者等は鹿児島地方法務局鹿屋支局において、補償金の還付を受けることができる。